定　　款

（2022年６月28日改訂）

東邦金属株式会社

東邦金属株式会社 定款

第 1 章　総　　則

第 1 条　(商号)

当会社は東邦金属株式会社と称し、英文ではTOHO KINZOKU CO., LTD.と表示する。

第 2 条　(目的)

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 高融点金属(タングステン・モリブデン等)及び合金製品の製造及び販売。
2. 超硬合金及びセラミック製品の製造及び販売。
3. 電気接点及び接触子並びに電極及び端子の製造・加工及び販売。
4. 表面処理加工及びその加工品の販売。
5. 前記各号製品に関連する材料及び部品の製造・加工及び販売。
6. 商品の販売。
7. 前記各号の製品製造用機械設備及び治工具の設計・製作及び販売。
8. 前記各号の製品に係る製造技術、ノウハウ及び工業所有権等の無体財産権の開発・取得・保全及び譲渡。
9. 不動産の売買・賃貸・利用・仲介及び管理。
10. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業。
11. 前記各号に付帯関連する一切の業務。

第 3 条　(所在地)

当会社は、本店を大阪市に置く。

第 4 条　(公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 5 条　(機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第２章　株　　式

第６条　（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、480万株とする。

第７条　（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

第８条　（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第９条　（単元未満株主の権利制限）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第２項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条　（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第11条　（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株　主　総　会

第 12 条　（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

第 13 条　（開催の時期）

当会社の定時株主総会は、毎年４月１日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

第 14 条　（招集権者及び議長）

当会社の株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

第 15 条　（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条　（決議の要件）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第 17 条　（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章　　取締役及び取締役会

第 18 条　（取締役の数）

当会社の取締役は、３名以上15名以内とする。

第 19 条　（取締役の選任）

取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第 20 条　（取締役の任期）

取締役の任期は、就任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 増員又は他の取締役の補欠により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了する時までとする。

第 21 条　（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集して、その議長となる。

② 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序によって他の取締役がこれを招集し、その議長となる。

第 22 条　（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 23 条　（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役会長・取締役社長各１名並びに取締役副社長・専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

③　取締役会の決議をもって取締役相談役を選定することができる。

第 24 条　（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

第 25 条　（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 26 条　（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 27 条　（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定められた額とする。

第 5 章　　監査役及び監査役会並びに会計監査人

第 28 条　（監査役の数）

当会社の監査役は、３名以上５名以内とする。

第 29 条　（監査役の選任）

監査役は、株主総会において選任する。

②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 30 条　（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　他の監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

第 31 条　（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 32 条　（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 33 条　（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 34 条　（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 35 条　（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 36 条 （監査役の責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定められた額とする。

第 ６ 章　　計　　算

第 37 条 （事業年度）

当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

第 38 条 （剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 39 条 （配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満５年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払配当金については、利息を付さない。

附　　則

第 1 条　（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示による提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示による提供）はなお効力を有する。

③ 本附則は、施行日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

